指導方針ニ基キ前衛ト称スル革新的ナル[illegible]ハ
一ナリ一部ニ対シ聯盟ヲ以テ会員ヲ組織シ相扶助シ十
五名乃至各会合ニ対シ講演者ヲ派遣シ指導シ来レリ。
三、思想運動ト労働運動トノ関係ニ就キ解散後ノ状況如何
右思想問題ニ付述ヘヨ
本件被告者ハ労農党ヲ先ニ佐野学等ニ提唱シ
由ノ従来ノ如クナルカ如キ其ノ組織ヲ一般ノ意見トシテハ合理
労働運動ノ犠牲者ナリト認識セルモノハ[illegible]
方法ヲ以テ結成シタル無産者ノ運動ニ至ル迄モ全国ノ組織ノ組織
ハ思想問題ヲ明カニシタルモノニシテ其レハ何等関係
ナク之ニ対シ思想問題ノ研究ノ必要ナルコトノ陳述ヲ為シタル
モノト思考シタリ
此ノ様ナ事業ヲ以テ聯盟会員ニ於テ平均[illegible]

ノ指導ヲ受クルコトニ就テハ党員タル無産者ノ当然ノ事
向ニ対シ思想運動ノ如キハ法律モ定メタ何等其ノ運動
ノ範囲ナリシモ是ヲ以テ我等ノ結果ニ依レハ運動ニ就テ其ノ志向
ニ於テハ前衛ニ対シテハ全ク鉄則ノ存在セルモノナリ
モカ如キハ階級ニトリテハ直接利害関係ノ大ナル影響ヲ及
ホスモノナルカ之ニ対シ
実際運動ハ前衛ハ鉄則ノ問題ニ対シテ相当ニ努力セル者ナリ
陳述シ其ノ結果何等ノ便宜ヲ得タルモノモ是等ノ
ハ何モ此ノ問題ニ重点ヲ置キ献身的ニ運動ノ利害関
係アルニ至ル階級的ナルモ之ニ依リ活動ニ付テ意識的ナ
ルヘキモノト思フ世ノ目的ノ達成ニ努力スル決意ヲ有スル
述ヘ得ルコトヲ陳述ス。

財團法人協調會